

多摩市が目指す

「男女平等参画社会」とは？

「男女が社会の対等な構成員として、自らの意思であらゆる分野の活動に参画することができ、ともに責任を分かち合うことができる社会」です。



多摩市では、職場で、学校で、地域で、家庭で、性別による固定的な意識（男らしく・女らしく）にとらわれず、お互いの意思を尊重できる社会を目指しています。

市民参画によってできた条例です！

平成21年

市民の皆さんから市に「条例市民案」と条例制定の賛同署名が提出される



平成24年

「(仮称)多摩市男女平等推進基本条例検討懇談会」・「多摩市男女共同参画社会推進協議会」(学識経験者・市民委員等で構成)から意見書・提言書が提出される

平成25年

パブリックコメント(市民意見の募集)の実施

「多摩市女と男の平等参画を推進する条例」は、市民の皆さんの意見を活かして制定された条例です。

人権侵害で困ったときは…

～苦情の申し出ができます～

男女平等参画を阻害する市の施策・人権侵害等について、苦情の申し出ができます。市長が委嘱する苦情処理委員が調査し、必要に応じて、指導、助言、是正の勧告等を行います。

【苦情の対象】

- ＊市の男女平等参画推進の取組みについて、意見や要望があるとき
- ＊市が行っていることで、男女平等参画の推進を阻むと思われるとき
- ＊職場、学校、団体などで、性別等による差別的な取扱いや人権侵害があると思われるとき



(状況に応じて、他の関係機関に引き継ぐことがあります。)

【苦情の受付窓口】

多摩市立TAMA女性センター窓口で受け付けます。詳細はお問い合わせください。



聖蹟桜ヶ丘駅前にあります。

<発行・問合せ>

多摩市くらしと文化部 市民活動支援課
男女共同参画担当(多摩市立TAMA女性センター)

(住所) 多摩市関戸 4-72 ヴィータ・コミュニネ7階

電話 042-355-2110

FAX 042-339-0491

【条例ホームページ】

<http://www.city.tama.lg.jp/bunka/bunka/018715.html>

多摩市女と男の 平等参画を推進する条例

～すべての人にとって住みやすく

暮らしやすいまちをめざして～



多摩市では、平成26年1月1日から「多摩市女と男の平等参画を推進する条例」を施行しました。

この条例は、市・市民・事業者が一体となって、男女平等参画社会を実現するために制定されました。

そのためには、市民の皆さん一人ひとりの取組が必要です。

皆さんのご協力をお願いします！

多摩市

条例の特徴

① 災害に強いまちづくり

男女平等参画の視点に立った防災（減災）対策及び災害時の対策を行います。



② 性別等による差別や暴力がない社会

人の恋愛感情等がいずれの性別に向かうかの指向（性的指向）、自分がどの性別であるかの認識（性自認）を定義し、すべての人が個人の能力を發揮し、社会的責任を分かち合い、差別や暴力がない社会を目指します。



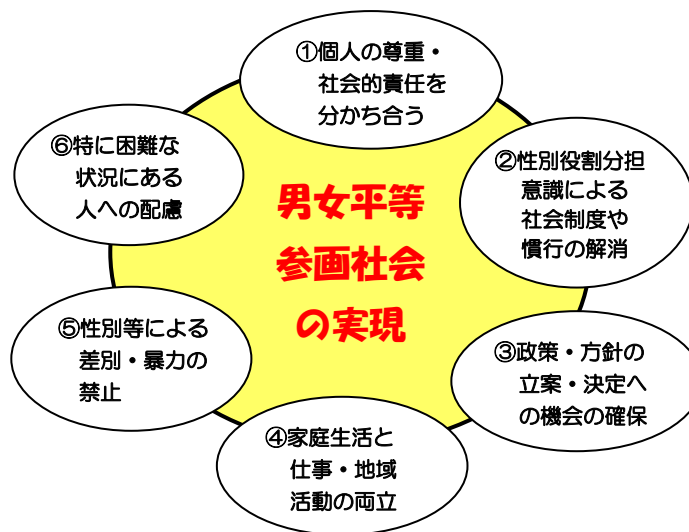
③ 性と生殖に関わる権利と健康

*個人がそれぞれの性を理解・尊重し、女性・男性が対等な関係で性に関する適切な自己決定ができるよう、市は必要な支援をします。

*女性は妊娠・出産をする可能性があることに十分配慮し、女性・男性が生涯を通じて健康を保持・増進できるよう、市は必要な支援をします。



条例がめざすこと



【基本理念】

- ①個人として尊重され、個人の能力・個性を發揮し、社会的責任を分かち合うこと
- ②性別や性的指向・性自認による差別を受けることなく、固定的な性別役割分担意識に基づく社会制度・慣行を解消されること
- ③社会の対等な構成員として、政策・方針の立案・決定に参画する機会を確保されること
- ④相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活と仕事・地域活動を両立できるようにすること
- ⑤性別や性的指向・性自認による差別的取扱い、暴力をしないこと
- ⑥諸問題について、特に困難な状況にある人へ配慮すること



市民・事業者・市が取り組むこと

市民の皆さんは・・・

- *家庭、学校、地域、職場などで男女平等参画社会の実現に努めましょう。
- *性別等による差別的取り扱い、暴力の根絶に努めましょう。

事業者の皆さんは・・・

- *従業員が仕事と家庭生活・地域活動を両立できる職場環境づくりに努めましょう。
- *個人の能力を適正・公平に評価し、女性の参画を促進するよう努めましょう。



市は・・・

- *男女平等参画社会の実現に向けて各種施策、啓発・普及広報活動等を行います。
- *市民・事業者・団体の活動を支援します。



・・・市の取組をご紹介します・・・



★「多摩市女と男がともに生きる行動計画」

- *市が取り組む具体的施策を定めた計画です。
- *計画の実施内容・進捗状況をまとめた年次報告書を作成し、公表しています。

★多摩市立TAMA女性センター

- *男女平等の施策の実施・取組を支援する拠点
- *学習啓発講座や女性のための各種相談などを実施しています。